



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2019年3月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

消費税 8%と 10%

2019年10月より消費税が8%から10%に引き上げになります。ですが一部消費税が8%から変わらないものもあります。

★消費税の軽減税率制度

飲食料品（酒類を除く）、新聞（週2回以上発行され、定期購読契約）は8%です。同じ飲食でも、外食は消費税10%になります。

テイクアウトできる飲食店はどうなるのでしょうか？

店内で食事をする場合→10% テイクアウトする場合→8%

同じ商品を購入しても消費税が異なります。

消費税8%の商品と10%の商品を同時に購入した場合（スーパーマーケットや薬局等）、レシートにはそれぞれの税率が分かるように記載することが義務付けられています。

◆皆さんへのお願い

資料を預かりこちらで代行入力をしている場合は、領収書だけでなく内容が分かる（税率表示が記載されている）レシートを一緒に添付して下さい。

また、今後クレジットカードの明細もどのように記載がされていくのかまだ分かりませんので、クレジットカードで購入したものにつきましてもレシートを保管するようにして下さい。

まだ先のことでありますが、よろしく願いいたします。

(三井 記)

